

件名：【新型コロナウイルス】マドリード州における規制について

●○●○●新規事項●○●○●

1 マドリード州の規制について

2月22日（月）から、マドリード州内の移動制限地区に変更がありますので、お伝えします。また、当面3月1日（月）0時まで、夜間外出禁止時間は23時から6時まで、商業施設の営業時間は22時まで、飲食店の営業時間は23時まで（22時以降の新規入店は禁止）となっておりますので、ご注意ください。

（1）移動規制について

マドリード州内における移動制限対象地区に変更があります。

お住まいの地域が指定地域に含まれるかについては、以下のマドリード州作成の地図（通りの名前で検索可能）をご参照ください。

<https://www.comunidad.madrid/servicios/salud/coronavirus>

2月22日（月）から、マドリード市内モラタラス地区の一部、ビジャヌエバ・デル・パルディージョ市が制限地区に追加されます。一方、マドリード市内プエンテ・デ・バジェカス地区、テトゥアン地区、サン・ブラスーカニジェハス地区、その他13市における制限が解除されます。

これにより、制限地区はマドリード市内5つの地区（モラタラス、チャンベリ、モンクローアアラバカ、シウダッド・リネアル、サラマンカ）の一部、その他15の市（ヘタフェの一部、コジャドービジャルバ、アルコベンダス、ベセリル・デ・ラ・シエラ、ブルネテ、エル・アラモ、オジョ・デ・マンサナレス、メホラダ・デル・カンポ、ナバセラータ、トレホン・デ・アルドス、グリニョン、モラルサルサル、サン・セバステリアン・デ・ロス・レジェス、ビジャコネホス、ビジャヌエバ・デル・パルディージョ）となります。

（2）夜間外出禁止について

当面3月1日（月）0時まで、23時から6時まで夜間外出禁止となります。商業施設の営業時間は22時まで、飲食店の営業時間は23時まで（22時以降の新規入店は禁止）となっております。

薬局、医療施設、動物病院、ガソリンスタンド、その他必要不可欠なサービスを提供する施設は、本営業時間制限の対象外です。また、出前の場合は0時までの営業が認められています。

（3）会合の人数について

当面3月1日（月）0時まで、飲食店における会合は、店内では最大4名、店外のテラス席では最大6名までに制限されます。また、以下の場合を除き、同居人以外の人間と家で会合を行うことは、引き続き禁止されます。

(家での会合における制限の例外)

一人暮らしの者その他の1つの同居人グループによる会合、介護、未成年者による別の住居に住む両親や後見人との面会、別の住居に住む夫婦やパートナーとの面会、社会的性格を持つ施設の活動、労働・教育・公的機関の活動、保健当局が特別な予防措置を設定した活動

(4) その他の規制

適切な換気の徹底が義務付けられています。

(ご参考：州のホームページ)

州の会見(2月19日開催)

file:///D:/Documents/Downloads/210219_np_sanidad_revison_zonas_basicas_de_salud.pdf

州官報(2月13日掲載)

https://www.bocm.es/boletin/CM_Orden_BOCM/2021/02/13/BOCM-20210213-1.PDF

https://www.bocm.es/boletin/CM_Orden_BOCM/2021/02/13/BOCM-20210213-2.PDF

2 ス페인国内における各州の規制について

現在の各州で適用されている規制については、以下のHPリンクをご参照ください。

https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ia/11_000001_00287.html

3 ス페인国内における新型コロナウイルス感染症拡大状況について

ス페인における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の発生状況等については、以下のス페인保健省HPをご参照ください。

<https://www.mscbs.gob.es/profesionales/saludPublica/ccayes/alertasActual/nCov-China/situacionActual.htm>

●●●●●注意事項一般●●●●●

1 コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

(1) ス페인保健省の指針では、発熱や咳、呼吸困難といった呼吸器系の症状が発生した場合は、自宅又は滞在先に待機し、他者との距離を約2メートル以上保ち、濃厚接触を避けるとともに、電話(基本的には112)により医療機関に連絡し、旅行歴及び症状を伝えて診断を受けることが求められています。

(2) 各州政府によってはコロナウイルス専用のホットラインを設けている州もあります。すところ以下の連絡先一覧をご確認頂き、医療機関へご連絡頂けますと幸いです。

(在スペイン大使館 HP：各州相談連絡先一覧 URL)

<https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100022350.pdf>

(3) 日本の厚生労働省より「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」として以下のとおり注意ポイントを紹介しておりますところ、当館からもご紹介いたします。

【8つのポイント】

- ・部屋を分けましょう
- ・感染者のお世話はできるだけ限られた方で。
- ・マスクをつけましょう。
- ・こまめに手を洗いましょう。
- ・換気をしましょう。
- ・手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ・汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう。
- ・ゴミは密閉して捨てましょう。

(日本の厚生労働省参考 URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

2 ご帰国に際しての参考情報

■水際対策の抜本的強化に関するQ & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

●大使館連絡先等

1 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2 在スペイン日本国大使館

電話: +(34)-91-590-7600 (代表)

ホームページ：https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

3 在ラスパルマス領事事務所

電話: +(34)-928-244-012

ホームページ：https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html

4 在バルセロナ日本国総領事館

電話：+(34)-93-280-3433

ホームページ：http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。